令和６年度補正・令和７年度「緑の雇用」事業について

別紙７

～見直しのポイント～

令和７年２月

　　　　　　　全国森林組合連合会

　　　　　　　　担い手雇用対策部

　令和６年度補正・令和７年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

* 令和６年度補正・令和７年度事業見直しのポイント

（１）「緑の雇用」事業の方向性と助成内容の変更

「緑の雇用」事業は、森林施業に必要な専門的かつ高度な知識、技術、技能を有する現場技能者を育成するための研修制度です。この事業は、造林や間伐などの森林施業を効率的に行える人材を育成し、林業の持続可能な発展に貢献することを目的としています。

現在、林業生産活動を継続させるためには、施業を担う林業従事者の育成と確保が不可欠です。今後の林業を支えるためには、新規就業者の確保に加え、人材育成や労働環境の改善を通じて林業従事者の「定着率」を高めることが重要な課題となります。

これまで「緑の雇用」事業では、林業従事者の新規就業者を確保し、育成を行うための助成を約20年に渡り実施してきましたが、今後は、さらに研修生の知識・技術・技能を向上させ、将来的に森林施業を担う人材を育成することを目指し、助成内容を次のように変更することにいたしました。

＜全研修対象（ＴＲ・多能工・ＦＷ・ＦＬ・ＦＭ）＞

**① 「離脱」した研修生に係る助成は行わない**

一度承認を受けた研修生が研修を途中離脱した場合の「離脱」について、これまでは離脱日までの研修について助成対象としていたが、令和７年度は助成しない。

**② 「退職」した研修生に係る助成は行わない**

研修生が研修実施期間中に退職した場合は、その研修を修了できなかったものとし、当該研修生に係る助成金は支払わない。

**③ 途中離脱および退職した研修生の再受講について**

①②の研修生について、研修生要件を満たしていれば次年度以降に同じ研修区分を受け直すことができる。

**④ 激甚災害の対応**

激甚災害等の自然災害が要因となり研修実施が困難となった場合は、都度協議する。

＜ＦＷ研修のみ対象＞

**⑤ ＯＪＴ研修の最低実施日数**

これまでは集合研修が修了していればＯＪＴ研修の日数が少なくてもその年のＦＷ研修を修了すると取り扱ってきたが、令和７年度は集合研修の修了に加えてＯＪＴ研修を100日以上実施しなければ、その年次の研修を修了できないものとする。※降雪等の理由により研修を８ヶ月実施できない地域の最低実施日数については別途通知する。

**⑥ 研修の即時停止**

虚偽報告等重大な違反が確認された場合、研修生の死亡災害が発生した場合、研修実施要件を満たさなくなった場合は、その経営体が実施している全ての研修を即時停止するとともに、その研修を修了できなかったものとし、その年度の当該経営体への助成金は支払わない。

**⑦ 集合研修の免除**

上記①②⑤⑥において集合研修を修了している場合は、次年度以降に再度受講する際には集合研修受講を免除する。

**⑧ 上期支払いは行わない**

上期実績の支払いはせずに、９月末時点での進捗状況のみの報告とする。その際、ＯＪＴ研修実施日数が計画日数の４分の１日以下だった場合は、減少理由および下期研修実施計画について報告書を提出するものとする。

**⑨ フォレストワーカー研修の修了証明について**

助成金の実績報告書の内容を確認し、集合研修およびＯＪＴ研修が適正に実施されたことが確認できた場合に、全森連より「フォレストワーカー研修修了証明書（仮称）」を発行する。

（２） その他の変更

より適性かつ効率的な事業実施のため、助成対象の一部を変更します。

**① 旅費助成について**

ＦＬ・ＦＭで助成している交通費について、これまでは高速道路などの有料道路を使用した際の料金を助成対象としていたが、令和７年度はこれを助成対象外とする。

**② ＦＷの集合研修受講について**

各都道府県内において、各年次のＦＷ研修生が２名以下の場合は、他県の集 合研修へ参加することとする（旅費助成無し）。

**③ 研修生の年齢に関する取扱いについて**

定年退職後の再雇用について就業規則等に定めがない場合は、70歳までに５年以上就業できる年齢であることとする。

（３）環境負荷低減チェックシートについて

「みどりの食料システム戦略」において、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされました。

農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となります。

クロスコンプライアンスの実施に当たっては、取組内容をチェックシート等で提出することとなります。令和７年度より、申請時と実績時の両方で提出が必須となります。

今後、「緑の雇用」事業における環境負荷低減チェックシートを配布する予定です。（予備）登録申請をする経営体につきましては、後日、同チェックシートをご提出いただくことになりますので、予めご承知おきください。

以上